

弁護士会法律相談センター嘱託職員募集のお知らせ

【業 務】

霞が関法律相談センター及び新宿総合法律相談センターにおける一般事務、法律相談受付事務

【雇用形態】

嘱託職員

【雇用期間】

2018年11月1日から2019年3月31日まで

【契約更新】

当会の定める基準により、更新する場合がある
契約更新の場合、2019年4月1日から1年毎に更新
ただし、満65歳を超えての契約更新は行わない

【資 格】

学歴不問 パソコン操作可能な方（ワード・エクセル等）
接客経験、法律事務所での勤務経験があるとなお可

【勤務地】

霞が関法律相談センター及び新宿総合法律相談センター（2カ所に勤務）

- ・霞が関法律相談センター
東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階
- ・新宿総合法律相談センター
東京都新宿区新宿3-1-22 NSOビル5階

※1名の嘱託職員に、上記2つのセンターに勤務していただきます
（勤務例：週5日のうち、霞が関3日、新宿2日それぞれ勤務）

【勤務日及び勤務時間】

勤務日 月曜日から金曜日（年末年始、祝祭日を除く）
ただし、別途打ち合わせた週の土曜日に勤務する場合があります（土曜日勤務は月1～2回程度）、その場合、翌週に振替休日を与える
勤務時間 午前9時から午後5時まで（休憩時間1時間）

【休日】

日曜日、祝祭日及び雇用契約により定めた日（土曜日は上記のとおり勤務する場合あり）

【給与等】

月給：230,000円
昇給：10年目まで、年1回5000円昇給
賞与：年2回（合計2か月分）

【手当】

交通費支給、残業手当

【勤務開始日】

平成30年11月1日

【応募・選考】

書類選考及び面接選考

<書類選考>

履歴書（写真貼付）を以下の送付先にご郵送ください。

書類選考のうえ、10月10日までに結果を通知いたします。

応募書類は返却いたしません（採用手続後、責任廃棄）。

個人情報採用以外の目的では使用しません。

応募締め切り：平成30年10月5日（金）必着

履歴書郵送先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
第一東京弁護士会 法律相談課宛

<面接選考>

書類選考のうえ、10月中旬に実施予定。

面接選考の結果は、面接の数日後には通知します。

【問い合わせ先】

第一東京弁護士会 法律相談課（担当：山口）

電話：03-3595-8575（平日：午前9時30分～午後5時）